

令和6年度 整備管理者選任後研修の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4の規定に係る研修を下記のとおり実施します。

1. 日時及び研修会場

別紙1のとおり

注) 2月期の最終回以降に追加の実施はありません。想定受講人数に対し十分に余裕をもった回数を設定していますので、未受講とならないよう計画的な受講をお願いいたします。

2. 受講対象者

【旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業関係】

(1) 運送事業者が道路運送車両法第50条に基づき選任した整備管理者

①整備管理者として新たに選任した者

(選任された日の属する年度の翌年度の末日までに受講)

②最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(2) 整備管理者の補助者等で受講を希望する者

【自家用有償貸渡事業関係】

自家用有償貸渡業者が選任している整備管理者及びその補助者等であって、受講を希望する者

※事業用自動車の整備管理者以外は、選任後研修の受講が義務付けられていませんが、自動車の技術進歩や法令改正等の自動車を取り巻く環境の変化に対応した車両管理の方法や、そのために必要な知識及び能力の向上等に努めて頂く必要があるため、選任後研修の受講を可能としています。

※補助者は受講対象ではありませんが、任意の受講が可能です。定員の都合整備管理者の受講を優先して頂きますようお願いいたします。なお、整備管理者の補助者等がこの選任後研修を終了しても、整備管理者の資格要件の一つである選任前研修を終了したことにはなりません。

3. 研修時間、研修項目

別紙2のとおり

4. 研修当日の持ち物

①本人確認のできる運転免許証又は身分証明書

②筆記用具

※本年度の講習テキストについては講習時に配布致します。

また、[北陸信越運輸局のホームページ](#)よりダウンロードして確認頂けます。

③整備管理者手帳※（協会加入事業者のみ）

※詳しくは、各協会の会員は協会窓口、それ以外の事業者等は下記問合せ先にお問い合わせください。

5. 整備管理者手帳について

新潟運輸支局では手帳の発行は行っていません。

新潟県トラック協会、新潟県バス協会、新潟県ハイヤー・タクシー協会、新潟県レンタカー協会の各窓口にお問い合わせ下さい。

協会未加入事業者の方は、受講後に受講証明証を交付します。

6. 申込み方法

協会**加入**事業者

新潟県トラック協会、新潟県バス協会、新潟県ハイヤー・タクシー協会、新潟県レンタカー協会に加入している場合、各協会窓口にお申し込み下さい。

協会**未加入**事業者

別紙3（受講の申込みについて）に記載のアドレス若しくは QR コードより必要事項を入力して期日までに申込み下さい。（電話、FAX、メールによる受け付けは行いません）

協会未加入事業者の受講枠はごく少数に設定しているので、協会加入事業者の方は絶対にこちらで申込みを行わないで下さい。発覚した場合は申込みを取り消す場合があります。

7. 講習開催に当たっての注意事項

マスクの着用は任意としますが、手指の消毒の実施や、咳や発熱など体調の優れない方の受講を控える等の配慮頂くようお願いいたします。

8. お問い合わせ

〒950-0961 新潟市中央区東出来島14番26号

北陸信越運輸局新潟運輸支局 検査整備保安部門

TEL 025-285-3125